

2021年6月24日

各 位

会社名 株式会社リログループ  
代表者名 代表取締役社長 中村 謙一  
(コード：8876 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役 門田 康  
(TEL03-5312-8704)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2021年6月24日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

当社は、2011年4月よりスタートしている第二の創業で「日本企業が世界で戦うために本業に集中できるよう、本業以外の業務をサポートすること」「真のサムライパワーを発揮できるよう、日本企業の世界展開を支援すること」そして、これら活動を通じ、「これから始まる日本の大転換をサポートすること」という使命と、「グローバル・リロケーションカンパニーNo. 1」というビジョンを掲げ、その実現に向け、国内市場シェアダントツNo. 1に向けた国内事業のさらなる強化に取り組むと同時に、世界の市場にリーチする土台作りに取り組んでおります。

当社では「全社員経営参加のパートナーシップ経営」という経営理念を掲げており、当社役職員が当事者として経営に参画し、事業の成長、企業価値の向上などに貢献ができるよう、当社株式の長期保有を推奨しております。

本制度の導入により、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員が一丸となって企業価値の長期的な向上を図ると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的としております。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 割当対象者

本制度の割当対象となるのは、一定の条件を満たす当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員（以下、「対象者」といいます。）であり、譲渡制限付株式の割当てを決定する時点において、割当てを希望する者を予定しています。

当社及び当社子会社は、対象者に対し、現物出資財産として給付するための金銭報酬債権を支給しますが、これにより対象者である当社及び当社子会社の従業員の賃金が減額されることはありません。

##### (2) 割当株式数

本制度に基づき対象者に対して発行又は処分される普通株式の総数は、1,500,000株（発行済株式数に占める割合1.0%）以内を予定しており、また、その発行又は処分の価額は恣意性を排除した形で算出を行い、対象者にとって特に有利な価額に該当しない金額といたします。

##### (3) その他

本制度の具体的な導入時期、発行又は処分株式数、対象者の範囲その他の本制度の具体的な内容については、当社取締役会において決定いたします。

以 上